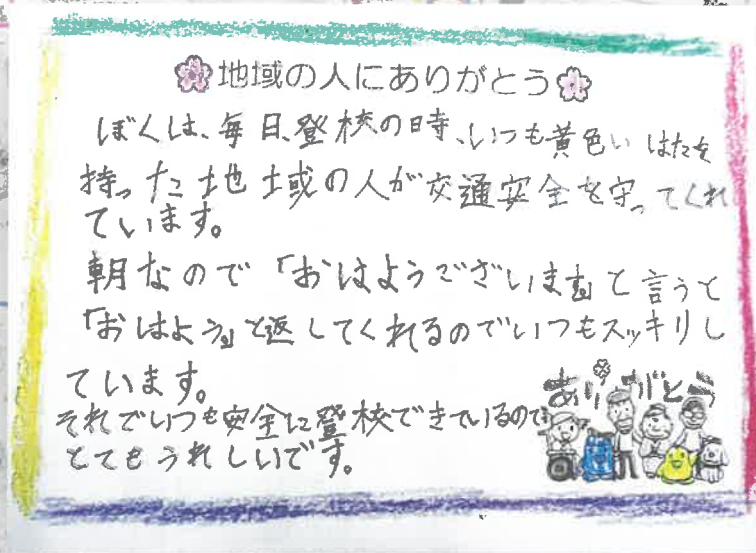


ありがとうメッセージ



 赤い羽根共同募金
『地域の人にありがとう』

町内の小・中学校の生徒の皆さんに学校生活や日常生活を通して地域の人と関わったり、地域で行っている活動や行事にふれる中で『うれしかったこと・たのしかったこと』を書いていただきました*

赤い羽根共同募金もこれらの地域の福祉活動を支援する一部です。
お寄せいただいたメッセージを展示いたします。
詳しくは6Pをご覧ください。

 たがみまち ふれあいネットワーク


社協だより

第151号 令和2年11月27日 発行 「社協」は 社会福祉 協議会の略称です。

〔編集発行〕
社会福祉法人
田上町社会福祉協議会

住 所 田上町大字原ヶ崎新田3071
TEL 0256-57-5877
FAX 0256-57-5073
URL <https://care-net.biz/15/tagami-shakyo/>

田上町社協 

 この社協だよりは共同募金の配分金の助成を受けて発行しています。

皆様のおたたかいご協力ありがとうございました

令和2年度 社会福祉協議会会費お申込みのご報告

普通会費のお申し込みにご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

ご納入いただきました会費は、各自治会への助成事業など地域の福祉活動を支援するための貴重な財源として大切に使用いたします。

会員のご協力の方法に關していただいたご意見、ご提言については検討を重ねて参ります。社会福祉協議会の活動にもご意見、ご提言をお待ちしております。今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月16日現在

区分			区分			区分		
区名	金額(円)	世帯数	区名	金額(円)	世帯数	区名	金額(円)	世帯数
本田上第1	45,200	82	下横場	11,200	20	川船河北	31,000	55
本田上第2	32,000	48	上横場	27,000	54	清水沢第1	24,000	47
本田上第3	37,500	73	川前	6,500	12	清水沢第2	55,700	107
本田上第4	40,500	75	保明嶋	8,500	16	羽生田第1	37,300	67
川之下	69,110	134	下中村	14,000	24	羽生田第2	54,500	91
上野	81,000	163	上中村	5,500	11	羽生田第3	96,500	183
山田	80,000	141	四ツ合	14,000	24	羽生田第4	65,000	117
中店第1	34,000	66	千刈	6,500	13	青海	43,800	80
中店第2	39,500	72	石田	6,500	13	下吉田第1	36,500	72
中店第3	14,300	28	坂田	28,000	54	下吉田第2	26,300	50
中店第4	44,995	87	上吉田	43,550	81	下吉田第3	54,500	96
中店嶋	2,500	5	川船河東1	44,200	81	下吉田第4	33,500	63
湯川	70,200	132	川船河東2	63,800	123	原ヶ崎	90,500	170
後藤	13,800	27	川船河西	25,100	47	合計	1,609,555	3,003
曾根	13,500	26	川船河南	38,000	73	前年比較	78,249	135

障がい者支援センター 物品販売

10月28日道の駅たがみみの開業に合わせて障がい者支援センターは、クッキーや手芸品などの販売会を行いました。沢山の人が出で賑わう中、支援センターの商品も完売しました。

また、健康布ぞうりや炭っ子人形などの手芸品は店内でも販売しておりますので、ぜひお越しください。



ふれあい子育てサロン活動紹介

日ごろ悩んでいることを保育の先生やボランティアさんに話してみたり、ふれあい子育てサロンでホッと一息つきませんか？
たくさんのおもちゃたちもお待ちしております😊

〈活動風景〉

写真の様に広いホールで、お子さんと一緒にのびのびとくつろぐことができます。

※新型コロナウイルス感染防止のため、消毒や検温、換気を行わせていただきます。



〈今後の予定〉

- 11月14日(土) クリスマスリース
- 11月28日(土) を作ります★
- 12月2日(水)
- 12月26日(土)

ボランティアさん大募集中

かわいい子どもたちと遊びませんか。また、一緒にお手伝いをしてくださる方を募集しています😊

地域福祉課までお気軽に、お問い合わせください☆
(☎57-5877)



皆様の募金が役に立っています

地域のいきいきサロン紹介⑨

いきいきサロンは、高齢者をはじめ地域の方が気軽に集まれる場で、仲間づくりや健康づくり、世代間交流など地域の輪を広げいきいきと生活することを目的に住民主体で実施しております。実施している15地区のサロンをご紹介しますので、お茶飲みに足を運んでみませんか。誰でも参加できます！

後藤いきいき会

いきいき会を開催した当時は70代80代の年齢の人が15人程揃っておりましたが、今は8人集つのがやっとの現状です。もう2、3人は仲間を増やしたいのです。

私達は毎月第3月曜日の9時半から3時半の間公民館で行い、お昼は弁当をとっています。また、漬物だったり煮物だったり、その時々で誰かが持参してくれます。

今年は新型コロナウイルス感染症のため、集まることもバス旅行もすべて中止。早く逢いたいねと、言う声も聞こえてきますが、もうしばらくの辛抱かと思えます。

今回は2年前にバス旅行に出かけた事を紹介します。おもしろしんぶん館とふるさと村ウォーターシャトルの一日研修でした。入口で記念撮影し、新聞が出来るまでの説明を受けると一同感嘆の声を挙げていました。あいにく時間の都合上、機械の稼働は見学できませんでした。少々残念な気持ちでしたが、みんなすごいネの連続でした。しんぶん館の感動をそのまま胸に、次



はふるさと村へ行きお昼をいただきました。少しの休憩と買物の時間をとり船着場へと移動します。木陰でしばらく雑談をしていると船が着きました。降りる人乗る人料金支払い私達も船上の人となりました。信濃川をゆったり走る景色にみとれ、新瀧の街並みが、ビルが、また違った形で見えました。水を眺めていると童心に帰りました。皆さん良かったの連続で楽しい新瀧での一日でした。

これからも少人数ですが、月一回みんなと顔を合わせ、話し合いを楽しみに続けていききたいものです。

いきいき会で年一回、加茂警察署の講話をお聞きするのですが、ここ2年位は区長さんと連携し、地域の人達も集ってくれるようになりました。

子どもとも触れ合いたいと思います。が、子どもの声が聞こえないのです。寂しいです。高齢化の進む集落になりにつあります。お互いに助け合って行かなければと思っています。

協力者 山ロミニ

冬期間のヘルパー車駐車をお願い

ヘルパーが利用者宅へ訪問した際、積雪状況により利用者宅の敷地内ではなく、近隣に車両を駐車させていただく場合があります。

その際、ヘルパー訪問中を示すプレートを車内に掲示いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。



訪問介護課 ☎57-6271

除雪ボランティア募集

～助け合い活動にご協力を!!～

一人暮らしや高齢者世帯等で自力で除雪ができず、近くに手伝ってくれる家族や親戚がいない世帯への除雪作業にご協力をお願いいたします。

ボランティアセンターが窓口になり、依頼者の要望を伺い、ボランティアが可能であれば活動していただきます。

問合せ：地域福祉課（センター事務局）☎57-5877

除雪機を貸し出します

地域の除雪ボランティア支援

自力で除雪するのが難しい世帯等を対象に支援を行うボランティアに対して、除雪機やスノーダンプなどを貸し出したします。

除雪等の生活支援を行うことにより、冬季における助け合い、見守りにつながります。地域でのボランティアの組織化の一助として活用してください。

貸出し用物品

- ・除雪機 2台
- ・ガソリン携行缶 2個
- ・スノーダンプ 5台
- ・アルミスコップ 10本

貸出し対象者

- 要援護者世帯の除雪を行う次の方
- ・ボランティアセンター登録者
- ・自治会
- ・ボランティア団体

但し、貸し出しにあたっては軽トラックで取りに来ていただくことと、万一に備えボランティア保険などの保険加入が条件となります。

貸出し料

無料（ガソリン代は各自負担）

その他

運搬には軽トラック用の橋板を用意してあります。

貸出し受付

地域福祉課 ☎57-5877
月曜から金曜（祝日は除きます）
午前8時30分～午後5時30分

※田上町社協ホームページ「地域福祉事業」から申込書をダウンロードできます。

----- ボランティアセンター通信 ⑩ -----

町内には様々な団体が地域活動を行っていますので紹介します。興味のある方、活動してみたい方はぜひご連絡ください。

【問合せ】地域福祉課（センター事務局） ☎57-5877

田上町商工会女性部

部長 細井久美子

私たち商工会女性部は、田上町で商工業に従事する女性、47名で構成されています。

活動は、紫陽花祭り、産業まつりの出店販売、護摩堂山の麓に青年部が建てた町のシンボル団九郎たぬきの像周辺の花壇の整備、県内外の視察研修、講習会、新春懇親会などです。部員全員を奉仕・親睦・研修・広報の4つの委員会に分けて、「なかよく、楽しく、ためになる」をモットーにがんばっております。団九郎たぬきの足元の花壇がきれいになっていたら、商工会女性部が草取りしたなと思ってください。

今年は、町の行事はほとんど中止になっておりますが、色々なお祭りのときには、こんにやくやクレープ、おこね、あじさいパンなど出店販売しております。町民の皆様とのふれあいが楽しいです。

また、新年会では毎年、趣向を凝らして大いに盛り上がっています。楽しんで部員同志の交流、情報交換を行っています。

そして、年に1回、視察研修に行ったり、講習会を開催しています。

視察研修では宝塚や歌舞伎の公演を見たり、東京スカイ



ツリーに行ったり、道の駅や酒蔵・ワイナリー見学、現美新幹線乗車など。講習会はAEDの取り扱い・心臓マッサージの実践、ピンクリボンの勉強会（広く町民の方にも参加していただきました）、桐のペン立作り、筆ペンを使ったデザイン書道など多くのことを体験しています。

さらに、女性部は見附・下田・栄と連携し、順番に研修会を開催します。フェイスストレッチ、アンガーマネージメント（怒りのコントロール）、銀座のママのおもてなし、接客法、コミュニケーション術など、色々な勉強の機会があります。

これらを広報誌にまとめ、部員に配布します。女性ならではのきめ細かさ、情報発信力をもって地域振興の発展に繋がるよう協力したいとがんばっております。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 「緊急小口資金」特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に行います。

- 対象 **田上町内に居住されている方**で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする**世帯**
- 貸付上限額 10万円以内（学校等の休業、個人事業主等は特例で20万円以内）
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子 無利子
- 相談・問合せ 田上町社会福祉協議会 地域福祉課（役場となり）
☎57-5877 ※事前にお電話にてご連絡をお願いします。

生活福祉資金 貸付制度の案内

昭和30年に民生委員の世帯更生運動から創設された貸付制度で、他の貸付制度等が利用できない所得の低い世帯、障害を持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、地区の民生委員等による相談支援に併せて、資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。

生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する方については、生活困窮者自立支援制度と連携した支援を行っています。

利用いただける世帯

① 低所得世帯

世帯の収入が概ね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準の1.7倍以下の世帯

② 障がい者世帯

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯

③ 高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.5倍以下の世帯

利用できない世帯

① 暴力団員が属する世帯

現在居住地に住民登録のない方

債務の返済に充てるために資金を借りようとする方

民生委員及び市町村社会福祉協議会の指導援助を拒否する方

自立及び償還の見込がないと認められる世帯等

⑤ 自立及び償還の見込がないと認められる世帯等

貸付資金の種類

緊急小口資金

○対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合（要件あり）	10万円以内
--------------------------------	--------

教育支援資金

○対象世帯：低所得世帯、生活保護世帯

教育支援費	高校、高等専門学校、短大、大学への就学費用	①高校 月3.5万円以内 ②高等専門学校、短大 月6.0万円以内 ③大学 月6.5万円以内
就学支度費	入学時に必要な費用	50万円以内

※通常の貸付月額上限では学費が不足するなど一定要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の1.5倍まで可能。

不動産担保型生活資金

○対象世帯：高齢者世帯

不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度 月30万円以内
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） 生活扶助額の1.5倍以内

※不動産担保型生活資金のみ貸付利率は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率を適用。

総合支援資金

○対象世帯：低所得世帯

※世帯の収入や失業により日常生活全般に困難を抱えている世帯

生活支援費	生活再建までに必要な費用	(単身) 月15万円以内 (2人以上) 月20万円以内
住居入居費	住宅の賃貸契約の費用	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な費用	60万円以内

※離職期間が2年以上ある方は対象外

福祉資金 福祉費

○対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付

生業を営むために必要な経費	460万円以内
技能習得及び生計維持経費	習得期間により 580万円以内
住宅の増改築、補修等経費	250万円以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
障害者用自動車の購入経費	250万円以内
負傷・疾病の療養に必要な経費	療養等の期間により 230万円以内
介護・障害者サービスを受けるための経費	
災害により臨時に必要な経費	150万円以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	
その他日常生活上一時的に必要な経費	

貸付利率

●連帯保証人を立てた場合「無利子」

●連帯保証人を立てない場合「年1.5%」

※緊急小口資金は無利子（連帯保証人不要）

※教育支援資金及び福祉費（技能習得費・支度費）は、世帯の生計中心者が連帯借入人となった場合、無利子になります。

延滞利率

年5.0%

詳細は
田上町社会福祉協議会
地域福祉課
☎57-5877

